

地域経済の活性化に向けた 広域的な観光連携の推進について

令和6年10月15日
中四国サミット

地域経済の活性化に向けた広域的な観光連携の推進について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山をはじめとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化、日本遺産・世界遺産等も含め、国内外に誇れる多くの地域資源を有している。

一方で、観光産業については、光熱費や食材費等の高騰によるコスト増に加え、観光需要の回復に伴う人手不足が顕在している。

こうした中国・四国地方においては、「観光立国推進基本計画」で、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしており、国内外から多くの観光客が見込まれる大阪・関西万博を契機とし、デジタル技術の観光分野での実装を加速させ、持続可能な観光振興、インバウンド回復に取り組んでいく必要がある。

また、インバウンドの拡大にもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。

これらを踏まえて、中国・四国地方が一体となり経済の活性化に向けた広域的な観光連携の推進に取り組むため、以下の事項について強く要請する。

1 国内観光需要・消費額の拡大

国内観光需要・消費額の拡大には、旅行の実施率向上や滞在長期化につながる、魅力的な観光コンテンツの開発・充実が必要である。

時期の分散などを考慮した広域的な旅行支援のほか、サイクルツーリズムをはじめ、アウトドアに着目した新たなツーリズムを創出する取組などへの支援を継続的に実施すること。

2 新たな観光スタイルの普及促進に向けた支援

新たな旅のスタイルとしてのワーケーションは、コロナ禍で進展したテレワークとの親和性が高く、広域的に連携することで様々な地域への滞在機会の拡大につながる。

ワーケーション等に対応するための整備促進(宿泊施設等へのWi-Fi整備、ワーキングスペースの設置・改築等)、都市部企業とのマッチング及び広域的なワーケーション情報の発信への支援を行うこと。

3 インバウンド需要の回復に向けた環境整備への支援

コロナ禍からの社会情勢の正常化に伴い、訪日外国人観光客数は順調に回復しているものの、その効果は一部の地域に限られており、地方におけるインバウンド回復を見据えた取組が重要である。

訪日誘客支援空港への支援の継続や支援策の拡充、グランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援、空港・港湾における訪日外国人の入国手続きの整備・迅速化、さらには訪日外国人の周遊観光促進に資する二次交通の充実(「道の駅」への観光案内所併設、スマートインターチェンジの整備等)など、受入体制の整備を促進するとともに、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給ができるよう、必要な措置を講じること。

また、地方への誘客拡大に向け、地方の観光産業の高付加価値化・生産性向上に向けた取組の支援や、人材確保・育成に対する支援、さらには、訪日短期ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図る等、積極的な対策を実施すること。

4 アウトバウンドの推進に向けた支援

「観光立国推進基本計画(第4次)」では、インバウンドと相乗効果を上げるアウトバウンドについても、日本人の国際感覚や異文化理解力を育む意義を踏まえ、その復活に向けて取り組んでいくことが明記されている。

アウトバウンドの推進は双方向の交流拡大(ツーウェイツーリズムの推進)を通じ、航空ネットワークの拡大、ひいてはインバウンドの更なる拡大にも貢献するとされていることから、国を挙げて取り組んでいくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、訪日外国人旅行者数は大きく増加しているが、出国日本人数は伸び悩んでおり、この要因の一つとして、我が国のパスポート保有率の低さ(約17%)が考えられる。

アウトバウンドを推進し、国際的な人的往来の促進を図るため、パスポート取得費用の一部を国が支援するなど、日本人海外旅行者の費用負担の軽減を図ること。

5 観光推進体制強化に向けた支援

地域の観光事業者を支えるDMO等が行う観光地の活性化や多様化する旅行ニーズへの対応に向けた取組を後押しすることが重要である。

国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

また、「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

6 国立公園等の整備に向けた支援

中国・四国地方は、日本で初めて国立公園に指定されてから本年3月で90年目の節目を迎えた瀬戸内海国立公園など、各県にわたり12箇所の国立公園等を有しており、その豊かな自然や景観等は地域の重要な観光資源となっているが、インバウンドを含めた誘客を促進するには、国や県等が一体となってその魅力を磨き上げ、発信していくことが重要である。

国立公園満喫プロジェクトによるブランド力や発信力の強化に継続的に取り組むとともに、各地域が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。

令和6年10月15日

中四国サミット

鳥取県知事	岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事	香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	(一社)中国経済連合会会長	四国経済連合会会長	平丸伊原湯村後池中濱芦長	井山原木崎岡田村田谷井	伸達隆英嗣正豊時省啓	治也太彦政純人広司茂介
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------------	-----------	--------------	-------------	------------	-------------